

## 神奈川県高圧ガス・火薬類保安会議設置及び運営要綱

### (設 置)

第1条 神奈川県内の高圧ガス及び火薬類による災害を防止し、もって公共の安全をより一層確実なものとするために神奈川県、指定都市及び関係団体が一体となって取り組む、神奈川県高圧ガス・火薬類保安会議（以下「保安会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 保安会議は、次に掲げる事項を取り扱うものとする。

- (1) 高圧ガス保安法に関すること。
- (2) 火薬類取締法に関すること。
- (3) その他、高圧ガス、火薬類の災害防止、保安管理に関すること。

### (構成員)

第3条 保安会議は、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、その他関係団体を構成機関とし、別表1に定める者により構成する。

### (座 長)

第4条 保安会議の座長は、神奈川県くらし安全防災局防災部工業保安担当課長の職にあるものをもって充てる。

- 2 座長は、保安会議の事務を総理し、保安会議の議長となり、保安会議を代表する。
- 3 座長に事故のあるときは、あらかじめ座長が指名する者を座長に充てる。

### (保安会議)

第5条 保安会議は、座長が必要に応じて招集する。

- 2 保安会議は、原則、毎年6月に開催する。
- 3 構成員が欠席する場合は、当該構成員が代理者を指名し、座長に報告することにより出席することができる。
- 4 座長が必要と認めるときは、保安会議に関係者の出席を求めることができる。

### (庶 務)

第6条 保安会議の庶務は、神奈川県くらし安全防災局防災部消防保安課において行う。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、保安会議の運営に必要な事項については、座長が定める。

### (分科会等)

第8条 保安会議の下には、高圧ガス分科会及び火薬分科会（以下併せて「分科会」という。）を設置する。

- 2 分科会は、神奈川県くらし安全防災局防災部工業保安担当課長が指名する者をもって開催することができる。
- 3 分科会の座長は、神奈川県くらし安全防災局防災部消防保安課グループリーダーの職にあるものをもって充てる。
- 4 分科会の招集等については、座長が必要に応じて召集する。
- 5 必要に応じ、新たに分科会等を設けることができることとし、その運営等は別に定める。

6 その他、分科会については、第5条（第1項及び第2項を除く）から第7条までの規定を準用する。この場合において、各条項中「保安会議」とあるのは「分科会」と読み替えるものとする。

- 附 則 この要綱は、平成29年6月6日から施行する。  
附 則 この要綱は、平成30年5月16日から施行する。  
附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表1

保安会議構成員

所属・職名
神奈川県くらし安全防災局防災部工業保安担当課長
県央地域県政総合センター環境部長
湘南地域県政総合センター環境部長
県西地域県政総合センター環境部長
横浜市消防局予防部保安課長
川崎市消防局予防部危険物課長
相模原市消防局危険物保安課長
一般社団法人神奈川県高压ガス保安協会常任理事
公益社団法人神奈川県L P ガス協会専務理事
公益社団法人神奈川県高压ガス防災協議会専務理事
一般社団法人神奈川県高压ガス流通保安協会事務局長
一般社団法人神奈川県火薬類保安協会事務局長